

裏面もありますので、必ずご確認ください

新型コロナウイルス感染症の影響による 特例貸付（総合支援資金）の申請される方へ

郵送申請される場合、下記のとおり申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。
なお、貸付決定金額は、審査により借入希望額と異なる場合があります。
書類に不備があった場合、貸付けることができません。本案内を必ずご確認ください、不明な場合は、お問い合わせください。

原則郵送提出

申請締切：令和4年3月31日（木）（消印有効）

既に緊急小口資金（特例貸付）を受けた方は、
総合支援資金（特例貸付）の同月送金はできません。

1 申請書類（ご本人あて送付書類）の内容と作成方法について

※作成の際、フリクションペンの使用は不可。

★借入申込者(申請者)は世帯の生計中心者(世帯で一番収入の多い方)とします。

(1) 借入申込書

⇒同封の記入例を必ず確認し、作成してください（記入漏れ注意）。

※署名欄は、必ず自筆でお願いします

※修正は二重線を引いて正しく書き直しをお願いします。

絶対に修正テープ等を使用しないでください。

(2) 重要事項説明書

⇒内容をご確認の上、同封の記入例を必ず確認し、作成してください(記入漏れ等注意)。

※住所・氏名は、必ず自筆でお願いします。

※修正は二重線を引いて正しく書き直しをお願いします。

絶対に修正テープ等を使用しないでください。

(3) 借用書

⇒同封の記入例を必ず確認し、作成してください。(記入漏れ等注意)。

※住所・氏名は、必ず自筆でお願いします。

※修正は新しい用紙に書き直ししていただくか、二重線を引いて訂正印を押し、正しく書き直すとともに、氏名の右横にも押印してください。絶対に修正テープを使用しないでください。なお、氏名は訂正できませんので、書き損じたら新しい用紙にお書き直しください

- (4) 収入の減収状況に関する申立書
⇒同封の記入例を必ず確認し、作成してください（記入漏れ注意）。
※住所・氏名は、必ず自筆でお願いします。
※修正は二重線を引いて正しく書き直しをお願いします。
絶対に修正テープ等を使用しないでください。
- (5) 総合支援資金特例貸付 貸付にかかる申出書
⇒同封の記入例を必ず確認し、作成してください（記入漏れ注意）。
※住所・氏名は、必ず自筆でお願いします。
※修正は二重線を引いて正しく書き直しをお願いします。
絶対に修正テープ等を使用しないでください。
- (6) チェックリスト ⇒郵送する前にご確認いただき、必ず✓をお願いします。
- (7) 申請用封筒（社会福祉協議会あて簡易書留封筒）
⇒ご本人（借受人）の住所・氏名をご記入ください（切手不要）。郵便局窓口で発送の手続きを行ってください。郵便局の窓口で配達状況がわかる追跡番号が発行されます。また、ポスト投函をしてしまいますと到着が遅くなります。

2 添付書類のご用意について

添付書類（8）～（10）をご用意ください。

- (8) 本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証）をコピーしたものの
※外国籍の方は、在留カードのコピーをあわせて添付してください。
- (9) 住民票（世帯全員が記載された発行後3ヵ月以内のもの）
※本件で使用する旨を伝えれば、事務手数料が無料となります（区役所発行）
- (10) 預金通帳またはキャッシュカードをコピーしたもの
⇒銀行名、支店名、口座番号、本人名義が表示されるようにお願いします。

※なお、既に緊急小口資金(特例貸付)の貸付を受けた方は、貸付金の送金の事実(送金先と送金を確認できる(記帳された)預金通帳のコピーの提出)をもって(8)、(9)の提出を省くことができます。

3 貸付申請について

(1)～(5)、(8)～(10)の書類を、(6)の簡易書留の封筒に入れ下記に送付してください。

問合せ先・送付先について

【送付先】港区社会福祉協議会 生活支援係
☎03-6230-0282（平日：午前9時～午後5時）
〒106-0032 港区六本木5-16-45